

令和 8 年 3 月定例会会議録

令和 8 年豊郷町議会 3 月定例会は、令和 8 年 3 月 5 日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
1 0 番	鈴 木 勉 市
1 1 番	河 合 勇
1 2 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	加 藤 咲希子

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|---------|---|
| 議第 3 号 | 放棄した債権の報告について |
| 議第 4 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議第 5 号 | 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 6 号 | 豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案 |
| 議第 7 号 | 豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 8 号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 9 号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 10 号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 11 号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 12 号 | 豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案 |
| 議第 13 号 | 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 14 号 | 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 15 号 | 豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 16 号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 17 号 | 町道路線の認定について |
| 議第 18 号 | 豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 19 号 | 令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 議第 20 号 | 令和 7 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号） |

議第 2 1 号	令和 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 2 2 号	令和 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 2 3 号	令和 7 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 5 号）
議第 2 4 号	令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 2 5 号	令和 8 年度豊郷町一般会計予算
議第 2 6 号	令和 8 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 2 7 号	令和 8 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 2 8 号	令和 8 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
議第 2 9 号	令和 8 年度豊郷町水道事業会計予算
議第 3 0 号	令和 8 年度豊郷町下水道事業会計予算
発議第 1 号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
請願第 1 号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願
発議第 2 号	議員派遣の件

中島議長 それでは、皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、これより令和８年３月第１回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、議会開会定足数に達しております。よって、第１回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前８時５９分）

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴をしていただきますようお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議会規則第１２７条の規定により、１０番、鈴木勉市君、１１番、河合勇君を指名いたします。

日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から３月２３日までの１９日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より２３日までの１９日間と決しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和７年１０月分から令和７年１２月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治体の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。

西澤議会広報常任委員会委員長、報告をお願いいたします。

西澤議会広報

常任委員長 はい、議長。

中島議長 西澤君。

西澤議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会の報告をさせていただきます。

議会広報は、新しいメンバーで議会だよりを作成することになりました。議会の活動や決定事項を住民の皆様に分かりやすく伝え、議会と住民の対話、協働を促すための広報誌です。2月の18日に全国町村議会広報クリニックに広報委員5名で研修に参加してまいりました。今回、第99号のとよさと議会を発行するに当たり、4回の広報委員会を行い、各委員から、町民に拝読してもらうには、様々な内容、特徴、工夫等の意見が出され、その中で意見交換をされた中で、第99号とよさと議会を2月27日に発行することになりました。町民の皆様に興味を持って読んでいただけるように頑張りたいと思っております。

以上、議会広報委員会報告でございます。

以上です。

中島議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第3号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和8年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には報告1件、同意案件1件、条例制定1件、条例改正11件、条例廃止1件、令和7年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算6件、令和8年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の当初予算6件、その他案件1件の計28件の議案を提案させていただいております。どうぞ審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題3号放棄した債権の報告についてご説明申し上げます。

豊郷町債権の管理に関する条例第10条第2号の規定により、徴収停止した

債権について、徴収停止から３年が経過しましたが、債務者の所在が不明、相続人不存在等により債権を徴収できる見込みがないため、同条例第１３条第７号の規定により、公営住宅使用料１件、３万１,５００円、改良住宅使用料２件、３６万７,０００円、新築資金貸付元利収入２件、６７３万３,４３８円、宅地資金貸付元利収入２件、８７万８,３３３円を債権放棄しましたので、同条例第１５条第１項の規定により議会に報告するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これで報告が終わりました。

今村議員 議長。

中島議長 はい。

今村議員 この報告についての質疑の発言の許可をお願いしたいと思いますが、進行に関する許可を。

中島議長 質疑なら結構です。どうぞやってください。

今村議員 いいですか。

中島議長 １２番、今村議員。

今村議員 議第３号放棄した債権の報告についての質疑を行います。

全協の場で、この公営住宅使用料、改良住宅使用料、新築資金貸付元利収入、宅地資金貸付元利収入の今回放棄する債権についての説明は受けましたが、まだ分かりかねることがあるので、その点について執行部の説明をお願いしたいと思います。民法では、時効の発生というのは、税に関しては５年間が時効抹消のあれで、料金に関しては２年とかありますが、この案件みんな、結構古い年数になって、だから、時効中断をずーっとしてきたのかなと。その辺は全然説明をお聞きできなかったし、普通、会計上、不納欠損になるというのは法的根拠があってなるんですけれども、それができない場合に、このような町の債権に関する条例を令和４年度につくりましたので、それでの対応でやってきて、今回提案がされているのかと想像するんですが、でも、そういう行方不明でも町内に戻ってきて、住民票もちゃんと置いて、債権、債務がなくなっている人もいるもので、そういう今回のものでも、今後もこういう事例がまだ今回には出てないんだけど、担当の各課においては、こういうのを今後も出していこうと。不納欠損に付せない、そういう案件については、債権に関する条例の中で、この債権放棄をやっていくという予定があるのか、その点について確認をさせていただきたいので、よろしくお願いします。

中島議長 ただいまの今村議員の質疑に対しての答弁は、今村議員がこの会議が終わりましたら担当課に行って、答えを求めてください。

今村議員　今は駄目なんですね。

中島議長　それでは、次に進みます。

日程第 5、議第 4 号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長　伊藤町長。

伊藤町長　それでは、議第４号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員であります豊郷町大字安食南２０８番地、村岸隆一郎氏が令和８年３月３１日付で任期満了となりますので、続けて選任をいたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を得るものでございます。任期は令和８年４月１日から３年間でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

中島議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

中島議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議第４号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

これに同意することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第4号は同意することと決定いたしました。

日程第 6、議第 5 号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　はい。

中島議長　伊藤町長。

伊藤町長 議第5号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例の定める消防団員等の損害補償基礎額について所要の改正を行うも

のでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第5号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

今日まで各種基金に積み立て、継続的、安定的財政運営のため健全性を確保してきましたが、ここ数年、経常経費等の悪化が見られ、今後も堅実な財政運営を行うために、長期間にわたり運用実績がない保健福祉基金、防災減債基金及び自治区再編整備基金につきまして廃止するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

河合議員 はい。

中島議長 河合議員。

河合議員 それでは、議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案について、ちょっとだけ質問をします。

先般、全協で総務課長より説明を受けました。何かふだんの総務課長の答弁が私にはぎくしゃくして、納得ができないんです。本来ならば、総務課長は答弁ではきはきと言う人だったので、何か私が質問したら、何か歯切れのない、私にしたら返答だったかなと思ひまして、聞いときたいことがありますので、質疑をします。今ここに条例案として、保健福祉基金条例等と、等と書いてあるから何

でもありやから、そこに3つの項目が書かれると思うんですね。そこで質疑をさせてもらいますと、先日全協において、自治区画再編整備基金は、廃止しようとしているほかの基金と性質や目的を異にする基金であると指摘しました。それは、特に自治区画編成については、過去の経緯があること、併せて下枝区、大町区が今現在、休止中であることや、今後の自治会活動の停滞が懸念されていることを鑑みると、将来的に自治区画再編などの議論が浮上する可能性があるということであるからです。正直、反対、賛成どう判断すべきか、私自身思案をしていました。全協において、町は廃止する目的を明確には答えなかった。先ほど質問のあったとおり、総務課長の歯切れが悪かったです。答えにくそうに答えると、私は受け止めていましたので、調べ、考えました。町が提出している令和8年度当初予算案、主要施策の概要の中で、財政指標の悪化が見られるとしており、令和8年度当初予算編成においても、財源は十分ではないと聞き及んでいます。このことから、基金残高の状況を見ると、財政調整基金は令和8年度末の残高見込みで1億1,636万円程度であることに注目すると、町が行っている物価対策重点支援事業に対する国からの支援金が町に入るとしても、こうした事業は、町が一旦立て替える形で事業の実施であって、資金が必要なのではないかと思います。全協で議論となった10事業についてもそうですが、対応するためには、柔軟な資金が一定額必要です。このことから、資金を確保しようとしているのではないか、本当の理由はここにあるのではないかと私は察しました。いかがか答弁をお願いいたします。

最後に改めて確認しますと、自治区画再編調整基金は、関係法令等に接触することなく、一般会計に繰り入れることが可能な財源なのか。また、町は新しい自治組織や編入に関する自治組織に対する支援は、一般財源を充てることによって支援すると答弁をしていたが、間違いはないか。このことは町長でも結構ですので、総務課長でも結構ですので、答弁をお願いします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

先般、全員協議会でもご説明をさせていただきました。今ほど町長の提案理由の説明にもございました。また、後ほど当初予算の提案説明の際にもまたお話をさせていただこうと思いますが、本町におきましては、人件費の高騰等により、かなり厳しい財政運営に直面していることは事実でございます。そういう状況

にある中で、何とか町の財政を健全に保つためには、今般、基金の取崩しとか、廃止をさせていただきたいということで、議員のお見込みのとおりでございます。

続きまして、適法、何ら法律に抵触することないのかということでございますけれども、当時の自治区画再編基金の条例の制定のときの決裁が出てきまして、その内容を確認させていただきました。そこにはこう書いていました。予算については、平成３年度特別交付税の交付額にもよるが、見通しがつけば、５号補正、３月議会で１億程度を計上したいと考えていますということで、そういう当時の財政担当者のコメントも入っています。特別交付税ということでございますので、これにつきましては、国庫補助金等ではなく、町の一般財源としてきた特交をそこに積んでいるということなので、今回崩しても何ら問題ないということでございます。

以上です。

中島議長 ほかにありませんか。

河合議員 議長。

中島議長 河合議員。

河合議員 今、総務課長のお話はよく分かりました。問題がないと。ただし、私も基金残高の状況を調べましたら、何項目も基金残高の状況が出てきますよ。なぜ、これだけあるのに、この３項目の金額を見ると、一番高い金額のところだけを、一番高い、ほんまの高い、高い基金のところだけを削除しています。３項目ね。私ここに、今これ条例ですよ。町長の規則じゃないですよ。この条例は、この自治区間再編の基金条例というのもここにありますが、これは当然一般入れても何のものもないと。ここに町長が定めることって書いてあるから、この７条に書いてあるとおりに私はしたいんやと思いますわ。ということは、この３項目は、今後条例化は、条例は廃止するわけですね。私が言いたいのは、高額のところだけを削除して、これだけ行政は詰まっているんですか。残高を残さんと。いつか総務課長が、全協というか、議運のときか、皆様のご協力を頼みますと、それは残高に対してのことを言うたと思います。私はそう取っていますよ。理解はよく分かります。分かりますけども、職員の方も、汗かいて精いっぱい、もうこれ以上、これ以上っちゅうぐらいの予算をされると思います。切り詰めて、切り詰めて、残った金額が、今言うように国の施策で、今、細かいところはどうかこうとか言うているけども、あらゆる面で、子育て支援とか学校とか問題もあるんです。そういうもんが来ますと、やはりお金は先に出さなあかん。した分だけ後で入ってくるの、それまでのつなぎをするために、残高がないと充てられないと

いう思いでやっていると思いますよ。それはそれで私は結構やと思いますよ。しかしながら、条例文をそう簡単に廃止とかされると、条例ってなると、これ一々ここに上がるんですよ、ここに議会に。そうでしょう。行政から提案されて、ここへ持ってきて、この場の人間が賛否するわけですよ。賛否を。今ここでこの部分は廃止になった。条例で今日最後されて、万が一、皆が皆通ったと。ということは、この3つの件は、例規集から消えるわけですよ。当然ね。また次、今先ほど言うたみたいに町編成とかできた場合に、またそれを修正しようと思ったら、またそういうような条文をつくるのか。私はそれが、あまりにも気に入らない。私としては。ないときは消す、あったら作る。これは条例ですので、当たり前だと思いますけども、その辺はやっぱり少し考えてもらって、行政も、しっかりと一遍、こういうことをあまりになさらないようにやってもらいたいなと思います。どうしてもこの条例は、もう廃止なんですか。上げられたら。もう町は、これだけ切らなんだらお金はないんですか。ないんですか。もう少し考えてもらいたいなと思います。やっぱり最後には、お金がないということは、どこでもそうですけど、負担は、本町であれば住民ですよ。1円でも。やっぱりそれをなるべく下げないように、行政としては今後考えていただきたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

残高の大きい基金を崩しているということでございますが、実質そういうことでございます。残りでありますけども、個人の名前を冠につけているやつとかいうのは、やっぱり個人の寄附していただいたお金ですので、意思を尊重して、やっぱり残しておくべきやなということで、額は小さいものになりますけど、そういうなんは残しています。あと、公共施設等総合管理基金とか、あと、ふるさと応援基金とか、最近、今でも出入りのあるやつは、さすがに残しておこうということで残しております。ただ、今ほどこの上がっている3基金につきましては、ここ10年以上利息を積み立ててるだけで一切使っておりませんでしたので、こういうところを先に整理していこうということでさせていただいております。基金廃止ということを可決されましたら基金廃止になりますので、もちろんこの条例からは削除されていきますので、ですけども、また、時代時代に合わせて、今後もしかしたら、また違う目的のために基金つくることもあるかも分かりませんし、それはそのときそのときの時代に合わせてさせていただきたい、健全に

町の運営をしていきたいということでございます。また、議員おっしゃるとおり、かなり厳しい財政運営を行っておりますことから、先日の課長会でも前課長にはこういう厳しい状況やということを説明しまして、職員一同が無駄をないようにするようにということで厳しく知らせましたので、また、町民の皆さんの税金を無駄にすることなくやっていきたいと思いますので、また、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

中島議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけお伺いします。全員協議会で、この自治区画再編協議会の財源を私の薄ら覚えの記憶では駄目なので、確認をお願いしたいというふうをお願いをいたしました。今、総務課長の方からご答弁いただきましてありがとうございます。1点だけお伺いしたいのは、やっぱり特別交付税だったと。それはもう一般財源、当然ですけど、この特別交付税の元国か県か、それだけ。平成3年度の議事録が見つかったということでしたので、特別交付税が来たんは分かりました。私もそう記憶していたん、確かだったと思ったんですが、特別交付税が一般財源に入るというのそれ全然法的に問題ないと思うんですが、特別交付税の元、どこからの特別交付税であったのか答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをします。

特別交付税につきましては、今現在もずっとあります。ご承知のとおり国費でございます。国からでございます。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案についての質疑を行います。

先ほど総務課長の方から、豊郷町の財政は非常に厳しいというお話でしたけれども、私はまた課長とは別な見解を持っております。なぜかと申し上げますと、

豊郷町の財政健全化基準、実質公債費比率とか、それから将来負担比率等を見ますと、県下の中で非常に財政的には安定している。将来負担もマイナスだから、それに充当財源をちゃんと持っておると。こういう中で、豊郷がやるべき財政運営というのは、町で集まってきたいろんな町費をいかに有効的に町民に還元していくかということが一番に考えていただけたら、基金についてもそれが反映されると思うんです。この新年度の令和8年度の当初予算のこの資料の中で、財政調整基金が、令和7年度末で見込み6億525万7,000円。これにつきましては見込みですから、今後、3月中には国から特別地方交付税も入ってきます。それは、従来的に言うと、それをまた補正で上げて、財源は取りあえず急に必要じゃなかったら、この財調に積み上げるというのがうちのパターンですよ。令和8年度当初予算額で、当初予算の取崩しが4億9,281万8,000円。これは、当初の一般会計予算に対して充当する金額です。これはあくまで当初予算で、それからどれだけ増減があるか分かりません。しかし、これは、財政調整基金というのは、財政調整機能が町の財政運営の中に必要だということで、一般財源として何でも使えるような、そういう機能を持った基金です。ところが、それ以下の基金というのは、目的基金ということで、その目的に基金をつくって、その目的に沿った運用をしなきゃいけないということで、保健福祉基金や、ここにあります豊郷町防災減債基金条例も、そういった目的に対して、町が町民の皆さんに、必要としたらそれを取り崩してやることができるんですよ。自治区画の基金にしても、当初は同対事業の関係で、旧同対法内の関係、地域を対象にしていたんですが、課長もおっしゃったようにもう一般法に変わりましたから、全町を対象にして、これに対しても運用というのは、そういう条例の趣旨からいっても、全町でやっていくことは不自然ではないと思うんです。そういうことを思いますと、財政調整基金に積み上げていけば、使い勝手はいいです。いいですけど、今、地球環境問題も含めて、人口減少、いろいろな町政においても、待ち構える課題がいっぱいある中で、こういう目的基金を10年間使わなかったからというのは、10年間適正運用されていなかったと、裏返して言えば、そういった面の町のそういうこともやってこなかったんだということを裏返して言えば、言われているようなもんなんです。だから、そういった町民の立場に立てば、せっかくこうやって目的基金でこれから10年後までいろんなことが、また町でもどんな災害があるかもしれませんし、また、福祉の社会保障費の予算枠には下げる一方ですからね。そういう面では、町としてもそれをフォローできるような基金を置いておくという考えは、今回のこの条例制定でなかったんでしょうか。金額4億5,000万になりますよね、この3つ合わせると。この金額が結局は財

政調整基金に積み上げられるということは、町の方針にとって使いやすくなる
というだけのことですよね。私、そういう疑問を持っているんですが、お答えく
ださい。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、本町におきまして、財政指標は非常に健全で、県内各
自治体と比べましても遜色がない数字とはなっております。一方で、そうはい
ものの、やはり近年の少子高齢化でありますとか、義務的経費の増加によりまし
て、年々財政的には厳しくなっていっているのも一方で事実としてあります。ま
た後ほどお話をしますけれども、特に最近の国の流れで、人勸の方で人件費が非
常に上がってきている部分がございます。それこそ地域手当が新たに追加され
ましたり、会計年度任用職員に期末勤勉手当を支払わなければならないという
ような状況になってきている中、令和6年度まで豊郷町の人件費は8億から9
億やったところが、来年度当初予算では12億も組まなあかんというようなこ
とになりまして、町の努力だけではカバーしきれない義務的経費がどんどん増
えていっている部分がございます。その辺もご理解をいただければと思います。

また一方で、福祉基金でありますとか、防災減債基金につきましては、特にま
ず福祉基金ですけれども、これにつきましては、福祉保健活動の促進、快適な生活
環境の形成等、少子高齢化に対応した施策を推進し、住民福祉の向上を図るため
という目的で設置をしています。これにつきましては、もう今既に、例えば高齢
者の冷暖房費の助成であるとか、「すまいるたうんばす」であるとか、生きがい
デイサービスであるとか、その他、あと高校世代までの医療費の無料化や、小中
学校の給食の無償化など、少子高齢化に資する施策を今でもやっております。こ
れは、今までの中で、一般会計の中で辛うじて回っていた部分もございます。な
ので、これを取り崩さなくても何とか回っていたという部分から行っておった
んですけれども、近年の状況を見まして、これをもう既にやっているということ
で、取り崩していきたい、取り崩すというか廃止をさせていただいて、一般会計
で運用させていただきたいというようなことを考えております。

防災減債基金につきましても同じように、今までから一般会計の中で何とか
回しておりましたけれども、10年間使っていないという事実もございまして、
今回廃止をさせていただいて、今後も引き続き福祉であるとか、防災・減災

については進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

今村議員 議長、再質疑。

中島議長 12番、今村さん。

今村議員 ただいまの課長の答弁では、人件費、手当等が上がったから、町の負担が増えているというお話ですけど、人勧の実施に受けて、町でそういうのも国家公務員並みまでいかなくても引上げをしはったわけですけど、これって地方交付税で人件費に関しては、一定それを町の経費として負担をするというのは、地方交付税算定基準にありますよね。再任用のこういう会計年度任用職員に関しては、そういう手当が薄かったということで今回上がってきて、それに対しても国が一定の負担をするというのは、当然そういうことを地方にもしてくれと言っているんだから、しているはずなんです。だから、豊郷町で正規職員が減りまして、会計年度任用職員の方がもう半数以上というような職員構成になってきていますけれども、人件費等は、物価変動と民間と、それから官民比較して上げていくのは当たり前だと私は思います。

それと、目的基金で足りないときには、目的基準から一般会計に振り込んで、そこでいろんな目的の施策に運用するというのは、それもまた当たり前で、子育て問題でも、豊郷はふるさと納税で目的に応じて使いますということで、それを一般会計に繰り出して、そういう子どもの医療費無料化とか、給食費の無償化とか、そういうことに充ててきたんではないでしょうか。私は、こういう目的基金がいたずらになくしていくという方向性というのは、町の財政の柔軟性を非常に硬直化していくと、そういう問題点を含んでいるというので非常に懸念をしています。そういった面で、この提案をなさった課長の提案理由については、まだ納得はいきません。もう1回検討するべきじゃないでしょうか。そういうことは考えられませんか。町長でも結構です。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

この基金2つつくりしたのは私になってからでございまして、要するに、高校世代までいろいろな無料化がずっと続くかどうか、どうやできるかという中で、それにおいて、やはり基金を積んでできるようにということでさせていただいたのと、そして、防災減債基金は、各字の防災機器、要するに機材、資材を充実しようということで、それでこの基金条例をつくらせていただいたものでも

ございます。おっしゃるとおりそういう形の中で、絶えずその基金を使いながら、また一財を入れながら運営してきたらよかったんですけども、やはり基金は残しておこうという形の中で来たわけでございます。

そういった中で、人員の問題云々等も今、今村議員からありましたけれども、やはり豊郷町は職員の人数も少なく、そしてまた、要するに嘱託職員の皆さん方の頑張りもあり、そして職員の全体の頑張りもあって今日まで基金が積み上がってきたところでございます。それとともに、一番何が問題かという、数字上はものすごくいいんですけども、やはり現実の現ナマが少ないという形の中で、今回、若干この条例を廃止させていただいて、この6月、9月を乗りきるような状況の中で運営をさせていただきたいということで、これを提案させていただいたところでございます。

それと、以前から皆さん方にお話ししておりますように、行政情報システムの更新が来ております。これは全国一斉ですけれども、今うちが差しかかっているのは、その更新をどうするか、一番ランニングコストのものすごく安い方に移っていこうと、そしたら、これから今後の財政運営はうまくいくだろうということで、これがここ二、三年のときに、相当またこれに費用が要するという、そういう形の中で、長期を見据えた中での財政運営で今回提案させていただいたものでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

中島議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案に対する反対討論を行います。

今回は3つの基金をまとめて廃止をするという提案であります。先ほどもありましたとおり、町の条例は町行政執行の規範になる非常に重要なものであり、本来、1つずつその廃止の理由や今後の活用について説明をして、提案をされるべきではないかと考えます。これも先ほどから議論がありますが、3つの基金はそれぞれ目的が違います。防災減債基金は、町における防災・減災に対する

事業、災害発生時における応急対策、復旧、復興、被災地への支援活動に対する経費の財源に充てる、東日本大震災のときには町からも派遣されましたが、ここから財源が与えられたのではないかと思います。また、保健福祉基金は、少子高齢化に対応した施策を推進し、これも先ほど説明がありましたが、住民福祉の向上を図るのが目的とされています。自治区画再編基金は、自治区画再編に伴う集会所建設等に必要な基金を積み立てるとされています。この基金は、先ほど特別交付税であったというふうに説明がありました。さらに、今回廃止が提案をされている保健福祉基金は、令和7年度末の残高見込みで1億7,143万2,000円、自治区画再編整備基金が7,083万5,000円、防災減債基金が2億1,335万8,000円と、どの基金も多額であり、より丁寧な取扱いが望まれることから、今回の提案には反対いたします。

以上です。

中島議長 ほかに討論はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第7号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第7号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷小学校旧校舎群の使用料について、近年の貸館状況を鑑み、見直しを行うものであります。主な内容としましては、利用時間及び町外の利用者に対する割増率の見直しと講堂のピアノを原則として貸出しは行わないようにするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第7号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第8号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第10、議第9号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第8号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議第9号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第8号については、一般職の職員の給与等について、本年度の人事院勧告に基づき、令和8年4月1日施行分について所要の改正を行うものです。主な内容といたしましては、駐車場手当の新設、地域手当を2%から4%へ引き上げる及び令和8年6月に支給を行う期末勤勉手当の月数の平準化を行うものです。

次に、第9号については、特別職の期末手当についても、一般職と同様に月数の平準化を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 議第9号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、この条例の給与、第2条の2項に、町長等に前項の給料のほかに通勤手当及び期末手当を支給し、その額は一般職員の例による、ただしということで、期末手当の額の算定に当たっては、豊郷町職員の給与に関する条例の第22条第2項中、100分の125を100分の126.25に改めると書いてあるんですが、これを改めてとあるのは、特別職に関しましては、100分の175とし、同条の期末手当、基礎額給料及び給

料の月額100分の15を乗じて得た額と合計とするとあるんですが、一般職員の100分の126.25と先ほど町長がおっしゃったように平準化でそれに合わせていくというお話ですが、特別職、常勤職のうちの町長ならびに教育長の月額給料は、町長が68万、教育長が51万3,000円となりますと、この条例改正のこの部分を入れて、期末手当、町長と教育長の期末手当額は幾らになるんでしょうか。先、説明をお願いします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

町長の期末手当につきましては、今、数字を持っておりませんが、およそ100万円程度ではなかったかなというふうに思っております。

以上です。

今村議員 教育長は。

総務課長兼

企画振興課長 教育長は六十何万にこの率掛けますので、もう少し少ない額です。

以上です。

今村議員 はい。

中島議長 再質疑、今村さん。

今村議員 豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例ということで、ここに対象になるのが町長と教育長でございます。ただいま大体の目安はお聞きいたしました、一般職員、ここに議員も入るわけですね。職員の給与ならびに旅費に関する条例と同じ適用するって書いてありますからね。でも、なぜ特別職の常勤の方だけが100分の175までと規定をするのか、その根拠が分からないんですけど、どういう根拠でこれが条例化されているんでしょうか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

この率につきましては、人勧の方でやってまいりますので、国の基準に合わせて決めているというもので、国の基準ですけれども、最終的には条例で制定をしているというものでございます。また、余談になりますけれども、今回につきまして

は、一般職の給与の条例の方で、読替えの元となる１００分の１２５が１００分の１２６．２５に変わるだけでございますので、後ろの支払月数につきましては、従来と何ら変わりがないということだけご理解いただければと思います。

以上です。

今村議員 はい。

中島議長 再々質疑、今村さん。

今村議員 それは分かっています。聞きたいのは、この人勧に合わせた１２６．２５とあるのは、今回この特別職に関しましては、１００分の１７５とし、同条第４項の期末手当基礎額は給料及び給料の月額１００分の１５を乗じて得た額と合計額とすると書いてあるので、１００分の１７５のこの期末手当の算定根拠は何ですかとお聞きしたんです。条例に書いてあるからそうだけじゃなくて、それをつくるに当たって、１００分の１７５に特別職の期末手当についてはするよという、何ら町としての条例化のときの根拠があったんじゃないかなと思ったんですが、それはないということで考えてよろしいんですね。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えをします。

先ほども申し上げましたけれども、根拠につきましては人事院勧告でございます。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第８号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第８号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第８号は原案のとおり可決されました。

これより議第９号に対する討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

中島議長 1 2 番、今村君。

今村議員 それでは、議第 9 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、反対討論を行います。

人事院勧告というのは、国家公務員に対する人事院が勧告をするもので、それは、滋賀県などはほとんどそれに準じて地方自治体の方でも同じような人件費の条例も引き上げていくというのがありますが、基本的には人事院勧告が地方の自治体の人件費に対する強制力、法的拘束力はありません。ただそれが、人件費に関しての地方交付税の算定基準に関しては、一定差額は多少は出るかもしれませんが、それを完全実施する必要は法的な根拠はないものです。そういうことをぜひ職員の皆さんも、財政課の皆さんも考えていただきたい。

それと今回は、やはりこの間続いている円安、インフレ、物価高騰、そういった中で豊郷の町民の皆さんも、年金、また賃金、こういったことが、物価高の中で非常に実質賃金も下がり、年金も実質的には目減りしていくような状況です。こういったときに、町の特別職の方々の期末手当に対する条例基準というのは、本来は私は見直すべきだと思っています。下げるべきだと思っています。やはりそういうことをトップの方から示していただくことが、町民にとっても、お互いにそういった今の大変な時期を乗り越えていく、こういったことにも反映されていくと思います。そういった観点から、私は下げられるものだと考えておりますので、そういうことを理由に反対といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第 9 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議第 10 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第10号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度から新たに導入される子ども・子育て支援納付金に関する新設と令和9年度に県内保険料水準の統一に向け、被保険者の急激な負担増を回避するため、令和8年度において段階的に税率を改正するものでございます。豊郷町国民健康保険税条例第2条第1項第1号及び第4号ならびに第5項については、子ども・子育て支援納付金課税額、第3条第1項第5条、第5条の2については、基礎課税額（医療分）、第6条、第7条の2、第7条の3については、後期高齢者支援金等課税額、第8条、第9条の2、第9条の3については、介護納付金課税額について、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率改正に対する所要の改正、第23条については、国民健康保険税の減額に対する所要の改正でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 議第10号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、担当課で説明資料、分かりやすいのをつくっていただきまして、ありがとうございます。参考になりますので。それで、令和9年度を県統一化というのが県が方針を出してしまして、それに含めて、どんどん国保の税額が上がってきているわけですが、この中で、資料でもほとんどの所得割、平等割、均等割、また限度額も上がるし、今回は、子ども・子育て支援金というのが加わりますが、これを見ていて思うのは、これで引上げ額って、前年度の課税の額と新年度これを採用した場合に、課税額が一番少ない人と一番高い人でどのくらいの引上げの幅があるんですか。国民健康保険税には法定軽減の7割、5割、2割があるんですが、こういった方々の引上げ額もどのくらいになんのか。金額想定、7年度徴収範囲で結構ですので、概算だけ教えてください。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

今回の引上げ幅についてですけれども、例えば年金をもらっておられる方で、所得が0の方で7割軽減が効いている方ですと、およそ月々300円が上がって、年間3,600円ほど上がる予定です。そして、例えば給与所得が237万程は

あって、奥さんと子どもがおられた場合に、未就学の子どもがおられた場合、大体月 2,500 円ほど上がる予定で、年間でいきますと 3 万円ほど上がる予定でございます。今おっしゃる一番低い額の上げ幅と一番大きい上げ幅というところまで算出はしておりませんが、今申し上げた一般家庭で大体所得が 237 万程度の方ですと 3 万円、年間 3 万円ほど上がる予定です。

以上です。

今村議員 はい。

中島議長 再々質疑、今村議員。

今村議員 この国保税は社会保険と違って、本人負担で加入者負担というのが非常に高いんですけど、雇用者折半じゃないから、そういう中で、子ども・子育て支援金というのが加算されるのと同時に、そして、給与所得がある人に関しては、さらにまだ加算が、非課税、課税で変わってきますけど、均等割、平等割はかかってくるということで、これに対して、今、県の国保税の統一化に向けて、各 19 市町の平準化が行われているんですが、豊郷町において平準化していくともっと苦しくなっていくような方々は、軽減世帯が多いということは十分あり得るわけですよね。いくら軽減されたところで。そういうのに対する町としての支援施策とか、町独自の減免規定とか、必要と認めればできないわけじゃないんですが、そういったことは、この割合をつくって、何か想定し、考えて、そういうことも考えていこうという形は、課内とか、町長との協議においてもあるんでしょうか。この出てきた数字で全部徴収対象にしようと思っているのか、その点お聞かせください。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

今現在も、低所得者の方に対しましては、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減と所得に応じた軽減措置がございますので、それ以上、町での軽減というのは今のところ考えておりません。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木議員 議長。

中島議長 鈴木議員。

鈴木議員 質疑をさせていただきます。全員協議会で、今回の条例改正に対する基本的な枠組みの資料を頂きたいというふうをお願いをいたしまして、今日説明資料を頂きました。ありがとうございました。まだ十分読みこなせていないので間違っ

ているところがあるかも知れないんですが、まず1ページの今回仮設された18歳以上被保険者均等割を加算、今までのやつに子ども・子育てということで、15歳以上被保険者均等割額を加算した額となっていますが、この均等額が幾らなのか、ずっと見てみたんですがよく分からなかった、読みこなせていないのかも分かりませんので、教えていただければと思います。

それと、細部の点はまたお聞きをいたしますが、最後に、最後のページで、子ども分の新設による改正が幾つかあるんですが、その中の子ども分の産前産後減額する額の計算方法なんですが、例えば第9条の、例えば子ども分の均等割額の1,139円になるのは、1,139円割る12掛ける4が380となっているんですが、380になる、これ掛け算が先か割り算が先かって、今一生懸命頭を悩ましていたんですが、この説明をお願いいたします。

税務課長 はい、議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援金の18歳以上の均等割につきましては、88円となっております。先ほど、一番最後のページの産前産後の減額する額の算定方法なんですけども、所得割額割る12掛ける4となっているんですけども、産前産後の場合、出生の予定の前2か月、後2か月で4か月分が軽減されるということですので、ここで12掛ける4というのが4か月分ということで、軽減の措置の割合が書かれております。

以上です。

鈴木議員 はい。

中島議長 鈴木議員。

鈴木議員 均等割が88円って分かりました。それで、一番最後のページの第3項の第9条がだから88円で、これが均等割になると分かるんですが、これ88円を12で割ったら、6なんですよね。6に4掛けたら24になるんですけど。私のあれが間違っているのかよく分かりませんけど。

税務課長 はい、議長。

中島議長 はい、山田税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

説明資料の88割る12掛ける4って、おっしゃられるように24になるんですけど、繰上げして、今計算していなかったんであれなんですけど、合うてるという、すいません。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

議 員 なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第10号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ここで暫時休憩いたします。30分から始めます。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時30分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第12、議第11号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第11号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和7年度の税制改正に伴い、給与所得控除が見直され、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。給与所得金額の見直しが行われたことによる影響が介護保険料の算定に及ばないよう、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和7年12月17日に公布されました。ついては、意図せず介護保険料が増額されてしまう被保険者に対して、介護保険法第142条に定める特別の事由に該当するとして、同条に基づき減免を行うため、所要の改正を行うものであります。主な対象者は第1号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が令和7年度と令和8年度の各年度の市町村民税が非課税の者、かつ給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き、市町村民税が非課税となるよう、令和7年中に給与所得控除の引上げ分の範囲で収入の増加があった者で、介護保険法施行令附則第25条により、令和8年度の市町村民税が課されているものとみなされる者のいずれも満たす者が、介護保険料を減免する者であります。

なお、減免額については、令和８年度分介護保険料算定において、課税、非課税の判定について、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長、１２番。

中島議長 １２番、今村議員。

今村議員 議第１１号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についての質疑を行います。

資料を提出いただきまして、ありがとうございます。この資料でもう分かるように、政府の給与所得控除の見直し、この税制改正によりまして、現行、保険料段階が、第６段階から第３段階に変わる、３段階から６段階に上がる人に対するフォローするというようなお話ですね、これはね。それで、令和６年決算は出ていますので、６年決算でいくと、この税制改正、所得税の控除見直し、給与所得控除の見直しによって、７年、まだ確定申告前ですから、分かりませんのは当然やと思いますけど、実績として、令和６年度だったら、何人ぐらいがこういう対象になる可能性があるかという、そういう試算はしておられますか。していたら、説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

６年度実績とおっしゃいましたけれども、今回、当課が把握させていただいておりますのが、課税年金収入額ならびに合計所得金額のみ把握しております。今回、この所得税法の改正のありました所得段階等の給与収入の年金の別、その他の所得についての詳細なものを持ち合わせておりませんので、試算をしようと試みましたが、確認することができませんでした。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第１１号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第 11 号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程 13、議第 12 号豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第 12 号豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案の提案理由をご説明申し上げます。

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和 8 年度から、乳幼児等のための支援給付として実施されます。これを受け、豊郷町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、内閣府令で定める基準に従い、本条例を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 39 条の規定により、議第 12 号豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第 12 号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 14、議第 13 号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から日程第 16、議第 15 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第 13 号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議第 15 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括してご説明申し上げます。

今般の改正につきましては、いずれも児童福祉法の一部改正等により改正を行うもので、まず、議第 13 号については、引用する項が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 14 号では、地域限定保育士の一般制度化に伴う地域限定保育士の文言の追加、児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の改正、母子保健法に基づく乳幼児健診に係る特例を定めるものとなります。

最後に、議第 15 号については、地域限定保育士の一般制度化に伴う地域限定保育士の文言の追加、児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の改正となります。

以上、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議会規則第 39 条の規定により、議第 13 号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第 14 号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第 15 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第 13 号、議第 14 号、議第 15 号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

日程 17、議第 16 号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第 16 号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案に

ついでご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から施行されることになりました。主な内容としては、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて改定が行われたため、豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第16号に対する討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第17号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第17号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

町道路線の認定については、大字安食西地先の県道安食西八目線バイパスの完成に伴い、旧道を町道として引き継ぐため認定するものであります。路線番号、路線名、起点、終点については、表のとおりであります。つきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長、12番。

中島議長 はい、12番、今村議員。

今村議員 議第17号町道路線の認定につきまして質疑を行います。

安食西のこれまで県道として通行されていた道路ですが、心配なのは、これまでは県道だったので冬の除雪対策は県がやっておられましたけれども、バイパ

スができたので、県はそちらの方に移行すると思うんですが、あの町道も結構、くらまの前の信号まで結構な距離もある、幅もあるんですが、冬場の除雪は町道の中で町の除雪対策の優先順位としては、どういうふうな扱いになるんでしょうか。とてもその付近の人たちだけでできるような幅じゃないような気がするんで、その点についてどう考えておられるのか説明をお願いいたします。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えします。

今回、町道に認定する道路は基幹道路で重要と考えておりますので、令和８年度の除雪の対象路線とします。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員 はい。

中島議長 西澤議員。

西澤議員 この件についてですけど、恐らく認定されると思いますけど、もし認定されない場合はどういうふうになるんですか。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の質疑にお答えします。

認定されない場合は、管理者不明になると思います。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第１７号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第１７号町道路線の認定についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第１７号は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議第１８号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第18号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

水道事業において技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の確保が難しくなったことから、資格要件を緩和する水道法施行令等の一部改正が行われました。このことを受け、本町においても基準を見直し、改正を行うものであります。主な内容としましては、資格要件の学歴及び学科要件、また、実務経験年数の見直しであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 議第18号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案ですが、現在、本町におきまして、この資格を取得している、関係する課の中とか、町の職員さんの中で持っておられて、一般行政職で入っておられる方もいるかもしれないので、その該当者って何人ぐらいいらっしゃるんでしょう、この資格で。説明をお願いします。

上下水道課長 議長。

中島議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、布設工事監督者の基準を満たしている者は、本町全体でも若干名いるかいないか、課内ではいません。水道技術管理者に関しましては、3名から4名おられると思いますが、課内では2名が今、技術管理者の基準に該当しております。以上です。

今村議員 はい。

中島議長 はい、今村議員、再質疑で。

今村議員 本町でこういう技能職を雇い上げするというのは、なかなか市ぐらいの段階からはいろいろ専門職ありますけど、うちの町職員で、そういう経験年数や、もともとそういう技術の目指しておられる方とか、そういう人たちは養成することはやっているんでしょうか。そんな対象になる人は誰もいませんでしたらそれまでですけど、そういう要請の方もやっておられるかどうか、そのことをお尋

ねいたします。

上下水道課長 議長。

中島議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員の再質疑にお答えします。

水道技術管理者に関しましては、県の方の講習会とかがありまして、また、講習の受講とかも実施し、技術力はかなりの方で上げていっているところでございます。ほかのところに関しましても、県の研修会などを実施し、技術力を上げている努力はしているところでございます。

中島議長 ほかに質疑はございますか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第18号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第18号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から日程第25、議第24号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から議第24号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,365万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を60億9,190万5,000円とするものです。歳入では交通安全対策特別交付金24万5,000円、分担金及び負担金4,848万9,000円、使用料及び手数料2万円、国庫支出金3,703

万3,000円、県支出金936万4,000円、寄附金9,900万円、繰入金2億6,083万6,000円、諸収入126万5,000円、町債1億740万円を減額し、歳出では、議会費29万円、総務費2億3,143万7,000円、民生費4,127万9,000円、衛生費1,848万2,000円、労働費2万円、農林水産業費465万1,000円、商工費100万円、土木費2億3,530万3,000円、消防費490万円、教育費2,058万2,000円、交際費570万8,000円を減額するものです。また、繰越明許費は第2表に、地方債の補正は第3表のとおりであります。

次に、議第20号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億5,564万9,000円とするものです。歳入では、県支出金3,337万6,000円、国庫支出金2万7,000円を追加し、繰入金44万2,000円を減額するものであります。歳出では、保険給付費3,343万6,000円を追加し、総務費47万5,000円を減額するものです。

次に、議第21号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億7,778万7,000円とするものです。歳入では繰入金、歳出では総務費にそれぞれ101万円を追加するものです。

次に、議第22号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億140万8,000円とするものです。歳入では繰入金から、歳出では総務費からそれぞれ6万2,000円を減額するものであります。

次に、議第23号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号）については、第2条収益的支出のうち、支出、第22款水道事業費用の既決の予定額に19万8,000円を追加し、総計を2億1,172万7,000円とするものです。

最後に、議第24号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）については、第2条収益的支出のうち、支出、第51款下水道事業費用の既決の予定額に5万2,000円を追加し、総額を3億7,044万1,000円とし、第3条資本的収入及び支出のうち、収入、第61款資本的収入の既決の予定額から404万5,000円を減額し、総計を1億939万8,000円とし、支出、第71款資本的支出の既決の予定額から509万1,000円を減額し、総計

を1億7,220万8,000円とするものです。

以上、第19号から議第24号までを一括してご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

まず、ページ数13ページ、土木費国庫補助金の部分で、土木費補助金が今回、住宅建築物耐震改修等事業補助金186万5,000円減額、社会資本整備総合交付金も5,850万減額となっていますので、その内訳を説明してください。

続いて、15ページです。款17寄附金の目2の総務費寄附金、豊郷小学校旧校舍活用寄附金で300万の減額、16ページに移って、ふるさと応援寄附金9,700万の減額、まち・ひと・しごと創生活用事業寄附金は、プラスで100万、これについても内訳、どういう中身でこうなったのか説明してください。

続いて、20ページ。20ページの目の9の交通対策費の中で、18番負担金補助金及び交付金のところで、防犯灯設置事業費補助金が11万5,000円減、それと、その下の下の防犯カメラ設置事業補助金4万4,000円の減、これは、どういう減なのか。それと防犯灯につきましては、町内にある町が関与してやっている防犯灯で、全体でLED化はどのくらい進んだのか。そのことも説明をお願いいたします。

続いて、23ページ。23ページの目の2老人福祉費の中で、在宅老人給食サービス事業補助金が減額4万4,000円、地域見守り事業費補助金が15万円減額、在宅高齢者支援助成金が90万減額、これについても内訳を説明してください。

続いて、28ページです。28ページ、ここに、いきがい協働センター施設費で6番、目6のところにありますが、旅費で費用弁償が10万3,000円減額になっておりますが、この減額理由を説明してください。

29ページ、ここで目2の道路橋梁費の部分で、ここには、減額は入札残も含めてあると思うんですけど、大きいところから工事請負費で社会資本総合事業費が1億1,150万、それから緊急自然災害防止対策事業費9,594万7,000円、委託料が、それぞれ残が残っておりますが、その下の補償補填及び賠償金で移転補償費200万の減、橋梁長寿命化修繕計画策定点検委託料も減200万になっておりますが、この設計委託料の減も執行、入札残かなと思

いますが、内訳は説明してください。

以上です。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えします。

まず、13ページです。建物耐震改修など事業補助金の186万5,000円の減なんですけども、年度ごとに2件ずつ、昭和56年以前の建物の耐震補強の診断と計画の事業を実施しておりまして、1件、その改修案で改修したいという相談がありましたので、100万円ほど事業を見ていたんですけども、なかったもので、その分が減となっております。

あと次に、社会資本総合交付金なんですけども、吉田秦荘線の工事を今計画しよるんですけども、当初1億2,000万の補助金を申請していたんですが、実際ついたのは2,000万ほどでしたので、事業ができないということで、次の年に繰越ししていくということで、次の年に申請をし直しているということでございます。

次に、29ページの2、道路橋梁費の委託の方から順次説明していきます。橋梁長寿命化修繕計画策定と詳細点検委託料につきましては、これは入札残でございます。それと、社会資本整備事業の委託費は、事業費がつきませんでしたので、設計ができなかった分の減でございます。

次に、14の工事費です。社会資本総合整備事業費は、今言いました吉田秦荘線・愛知川線の分の工事、補助金がつかなかった分の減です。緊急自然災害防止対策事業費は、旧8号線の歌詰橋の護岸護床ブロックの予算を多めに見ていましたので、その分の残となっております。

次、移転補償費、21の移転補償費です。これも、吉田秦荘線の拡幅で今土地を買っているんですけども、その分の残でございます。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方は15ページの一番下と16ページ一番上、寄附金の部分でございます。この寄附金につきましては、9月、10月からの制度変更前の9月の時点で、非常に多くの寄附を頂いておりましたので、このペースでいけば5億数千万に

はなるんではなかろうかということで、6億円まで増額をさせていただきましたが、2月末現在で4億4,000万ほどということで、思った以上に12月の駆け込みがございましたので、今回1億円落とさせていただくものでございます。それで、ふるさと応援寄附金と豊小旧校舎活用寄附金とで、毎年の割合でいきますと大体3%程度が旧校舎の基金になりますので、この1億のうち3%分を旧校舎の方で、残りの方をふるさと応援寄附金で落とさせていただくということで計算をしております。

それと、3行目のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、これにつきましては、企業版ふるさと納税で100万円寄附のお申出がありましたので、それを予算化するものでございます。

続きまして、20ページの交通対策費の9交通対策費の18負補交の部分でございます。防犯灯設置補助金と防犯カメラ設置事業補助金、これにつきましても、各字からの要望をいただいた事業を予算化しておりましたが、それぞれ字の方で事業を実施され、残った分を今回減額するものでございます。町内の町設置の分のLED化につきましては、一部まだ蛍光灯の部分が残っておりますが、壊れたものから順次LED化を進めておりまして、ほぼほぼLED化されているというふうに認識をしております。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私からは、23ページの民生費、社会福祉費、目老人福祉費についてでございます。

まず、在宅老人給食サービス事業補助金と地域見守り事業費補助金につきましては、各字から申請が上がってまいりましたものの執行残でございます。実績に伴う執行残でございます。在宅高齢者支援助成金につきましては、補正でございましたが、1,200件見込んでおりましたが、実績が1,054件でございましたので、実績に伴い減額しております。

以上でございます。

産業振興課長 はい、議長。

中島議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方につきましては、28ページの目いきがい協働センター施設費の旅費の減についてですけれども、こちらの方、いきがい協働センターで雇っておりま

す職員の通勤費に不用分が出たので、減額したものでございます。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）を予算決算常任委員会に、議第20号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第19号を予算決算常任委員会に、議第20号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

これより議第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第21号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願ひます。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

これより議第22号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第22号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願ひます。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第23号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号）及び議第24号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算

(第4号)を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第23号、議第24号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26、議第25号令和8年度豊郷町一般会計補正予算から日程第31、議第30号令和8年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第25号令和8年度豊郷町一般会計補正予算から議第30号令和8年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

国の令和8年度の地方財政対策では、物価高の中で経済、物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上され、地方が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額についても、令和7年度を3兆7,364億円上回る額を確保して対応することとされたところであります。一方で本町の財政状況、あるいは6年度決算において、普通交付税が再算定交付により3,150万円増加したものの、町税が1,404万円減少したこと及び歳出の人件費が人勧により大幅に増加したこと等により、経常収支比率は91.6%と悪化しました。こうした中であって、各種基金積立、継続的、安定的財政運営のため健全性を一定確保したところでありますが、3か年平均の経常収支比率は昨年度に比べ、財政指標の悪化が見られるため、今後も堅実な財政運営を行っていく必要があります。以上のことから令和8年度当初予算の基本方針は、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町の町の将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう町民と行政が一体となって、一步先行く豊郷町を築き上げていくこととしました。このような方針で編成いたしました令和8年度の当初予算ですが、一般会計では旧8号線に(歌詰橋)整備工事の完了及び防災行政無線長寿命化事業の完了に伴う普通建設事業費が減少により、対前年度比1億4,900万円、2.7%の減の54億2,100万円となりました。

次に、特別会計については、国民健康保険事業では、診療報酬の改定による療

養給付費の増及び子ども・子育て支援納付金制度創設による納付金の増により予算額が増加、同じく後期高齢者医療保険事業でも、診療報酬の改定による影響で広域連合への納付金が増加するため、対前年度当初比2,652万7,000円、3.5%の増の17億3,557万2,000円となりました。

次に、事業会計につきましては、水道事業会計では、給水戸数2,641戸、年間総給水量79万51立方メートル、1日平均給水量2,165立方メートル、1日最大給水量2,564立方メートルを予定しております。

最後に、下水道会計では、接続戸数2,650戸、年間総配水量102万7,473立方メートル、1日平均配水量2,815立方メートルを予定しております。

以上、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算から議第30号令和8年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計についてご説明申し上げました。詳細につきましては、各担当課長から補足説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、私の方からは、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。令和8年度当初予算案、主要施策の概要を用いて説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

まず、歳入については、4ページから5ページになります。主な増減については、町税が個人住民税と固定資産税の増加により2,221万3,000円、2.2%の増になります。一方で、分担金及び負担金については、歌詰橋の工事完了に伴い、1億3,893万円、90.7%の減、町債も歌詰橋と防災行政無線の長寿命化事業の完了に伴い、1億9,530万円、72.5%の減となっております。自主財源及び依存財源の構成比については、自主財源比率が0.9ポイント減少をしました。

次に、歳出については、6ページから9ページになります。主な増減は総務費が、電算システムの標準化により2億1,315万1,000円、19.8%の増、農林水産業費が、龍ヶ池揚水機場の改修工事関連で2,716万6,000円、34%の増、一方で、土木費が、歌詰橋の工事の完了により3億5,090万4,000円、44.2%減、消防費が、防災行政無線の長寿命化の完了により5,152万2,000円、23.6%の減となっております。また、特に9ペー

ジの表の一番上の人件費においては、月例給の引上げや地域手当の2%から4%への引上げ等により7,191万1,000円、6.3%の増となり、12億1,054万1,000円となりました。令和6年度に初めて10億円を超えた
とご説明をさせていただきましたが、それから僅か3年で2億円以上が増加する
という非常に厳しい状況となっております。

また、13ページの基金残高の状況ですが、人件費の増や電算システムの標準
化等で多額の一般財源が必要となることから、財政調整基金の大幅な取崩しを
行う必要があります、年度末残高の見込みは1億1,636万1,000円となり、楽
観を許さない非常に厳しい財政運営を行う必要があります。

以上、簡単ではございますが、令和8年度一般会計予算の補足説明とさせてい
ただきます。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 それでは、議第26号令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて説明いたします。

歳入では8ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6
億2,217万2,000円、前年度から183万3,000円の増額ですが、歳出、
款2保険給付費の増に伴う普通交付金の増となります。9ページ、款5繰入金、
項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金7,993万6,000円、前年度か
ら251万9,000円の減額ですが、主に保険給付費、出産育児一時金にかか
る費用の一部を一般会計から繰り入れておりましたが、令和8年度から後期高
齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みへと全面的
に導入されることに伴い廃止されました。

歳出では16ページ、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1
億5,338万4,000円、項2後期高齢者支援金等分4,844万3,000円、
項3介護納付金分1,639万円、項4子ども・子育て支援納付金分429
万6,000円については、令和8年度の県納付金算定の仮係数の結果によるも
のです。本予算については、令和8年度の仮係数に基づき計上しております。今
後確定係数に基づく予算にする必要があるため、補正予算を計上する予定です。
併せて、国民健康保険税につきましても、本議会に上程しております国民健康保
険税条例の一部を改正する条例案の議決がいただけたら、併せて補正予算
を計上する予定です。

続きまして、議第27号令和8年度豊郷町介護保険事業特別会計予算につ
いて説明いたします。

歳入では３７ページ、款７繰入金、項２基金繰入金、第９期介護保険事業計画に基づき、９６０万円ならびに給付費不足分として５５２万円、介護給付準備基金を一部取り崩しております。

歳出では３２ページ、款２保険給付費につきましては７億２８２万５,０００円、前年度から３３３万３,０００円の減額ですが、給付実績に基づく給付費推計によるものとなります。

４５ページ、款５諸支出金、項２繰出金１３７万５,０００円につきましては、包括的支援事業・任意事業の一部を一般会計で予算計上しておりますので、第１号被保険者保険料の相当分でございます。

続きまして、議第２８号令和８年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入では５８ページ、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、現年度分７,９５５万２,０００円、滋賀県後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上しております。

続きまして、歳出では６１ページ、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金１億２６０万２,０００円につきましても、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上しております。

私からは以上となります。

上下水道課長 議長。

中島議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議第２９号令和８年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明いたします。説明は、７ページ以降に予算計画説明書が詳細に記載されていますので、こちらから説明します。

７ページ、収益的収入では、款２１水道事業収益の主な内容は、項１営業収益、目１給水収益１億２,９８７万２,０００円は水道使用料、仮設水道使用料、目３その他営業収益６１９万１,０００円は水道加入金５６６万５,０００円など、項２営業外収益、目３補助金２,４０６万円は、職員給与費相当額を一般会計から繰入れ、目４他会計負担金５５０万５,０００円は、建設改良費について発行された企業債に係る利子償還金の２分の１を一般会計から繰出基準に基づき繰入れ。

８ページ、収益的支出では、款２２水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費５,８４８万１,０００円の主な内容は、節６委託料３,３４４万のうち、上水管理業務１,１８８万、メーター検針業務３７４万１,０００円、電気計装機器及びろ過機点検業務９５４万８,０００円、メーター交換業務３９２

万9,000円を計上、節8修繕費423万5,000円は、配水管、給水管の漏水の修繕、浄水場内の設備修繕費。

続いて9ページ、10ページ、総係費3,013万2,000円のうち、節16委託料として、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務165万円。

続いて、13ページ、資本的収入、款2資本的収入の主な内容は、項1企業債4,990万は、南部浄水場場内配管布設替工事のための借入れ、同じく項2負担金、目1他会計負担金4,311万9,000円は、繰出基準に基づく元金償還金の2分の1を一般会計から繰入れ、14ページ資本的支出では、款24資本的支出、項1建設改良費、目4配水管設備改良費、節01委託料3、1,510万1,000円は北部浄水場新設井戸試掘調査業務、節2改良工事費7,954万7,000円のうち、水道施設機器更新工事1,467万4,000円、北部浄水場取水濁度計更新工事1,139万6,000円、南部浄水場内場内配水管布設替工事4,992万7,000円を計上しております。

続いて、議第30号令和8年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明いたします。こちら説明は、7ページ以降の予算計画説明書が詳細に記載されていますので、こちらから説明いたします。

7ページ、資本的収入では、款41下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料1億4,719万9,000円、目2雨水処理負担金562万7,000円を計上。続いて、項2営業外収益、目2他会計負担金5,186万8,000円は、繰出基準に基づき繰入れ、目3他会計補助金3,687万6,000円は、職員の給与費相当額の一般会計からの繰入れ。

8ページ、収益的支出では、款51下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費2,908万8,000円の主な内容は、節15委託料2,496万3,000円のうち、下水道本管の管路清掃及びマンホール目視調査572万円、管路の内部状況を調査するための本管カメラ調査550万円、下水道台帳更新業務691万9,000円を計上。

10ページ、目2節15委託料は公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務165万円を計上。目3流域下水道管理運営負担金7,490万2,000円は、滋賀県の汚水処理施設である浄化センターへの汚水処理負担金。

12ページ、資本的収入、款61資本的収入、項2企業債、目1建設改良企業債6,550万円は、下水道事業債2,060万、資本費平準化債4,490万、項5負担金、目3他会計負担金3,148万5,000円は、繰出基準に基づき、一般

会計からの繰入れ。

13 ページ、資本的支出では、款資本的支出、項1 建設改良費、目1 管渠築造費1,491万6,000円のうち、節11 委託料、管渠施設布設替詳細設計委託業務1,006万5,000円、安食西管渠耐震化工事積算166万1,000円を計上。目2 流域下水道建設費1,834万8,000円は、松原の汚水処理浄化センターの更新改良、また、地域内の管渠工事などに係る流域下水道建設事業市町負担金を計上しております。

以上、主な内容を説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

中島議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算に対する質疑を行います。

33 ページ、ここで、款15 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、これは昨年度よりも減額予算になっておりますが、節の方で1 土地売払収入41万8,000円、町有地売払収入、2 建物売払収入28万9,000円、建物、これにつきまして、この内訳を説明してください。

続いて47 ページ。47 ページで46 から目5 の財産管理費の方で47 ページに入りまして、17 番の備品購入費のところ、公用車741万3,000円とありますが、これはどういう公用車になるのでしょうか。説明をお願いいたします。

次は、69 ページです。続きまして、69 ページの目1 の児童福祉総務費の中で、69 ページに入りまして、7 番報償費の中で、虐待対応強化支援員謝金と書いてあるんですが、374万7,000円、この支援員の方の7 年度の活動実績、どういう中身でしていただいておりますのか、その活動実績の報告をお願いいたします。

それから、12 番委託料、子育て支援短期入所事業委託料が38万7,000円、これはどこに委託されるのか。そして、その下で、人材紹介委託料260万、これも委託先はどこでしょうか。次の人材派遣委託料が1,660万8,000円、これにつきましても、どこに委託を計画されて予算化しているのか説明してください。

そして、82 ページですね。82 ページの目2 のじんあい処理費の中で、12 番委託料で4,369万5,000円、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料という

ことでこの金額が上がっておりますが、一般廃棄物で、いろいろあると思うんで、どこに委託をしているのか、全部、何を収集してもらっているのか説明をお願いいたします。

続きまして、次は90ページですね。90ページの道路橋梁費、目2の、そこで、14番工事請負費の字要望道路整備事業費194万1,000円、交通安全施設整備事業528万、社会資本総合整備事業費1億2,500万、公共施設等適正管理推進事業費1,352万3,000円、これの概要、どういうのをなさるのか説明してください。

それと、16番の公有財産購入費ということで802万、用地買収費とありますが、どういう用地買収なのか説明をお願いいたします。

次は、97ページ、目3の教育振興費の中で、7番報償費で、地域教育課題特別対策事業対象職員活動費というの127万1,000円、この活動費の内容と誰にそれをお願いしているのか説明してください。

以上です。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、33ページ、不動産売却収入、1土地売却収入と2建物売却収入であります。これにつきましては、当町の改良住宅三ツ池団地1棟の売却を、譲渡を考えております。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 私の方からは47ページ、総務費の財産管理費の17備品購入費の公用車741万3,000円の部分でございます。これについては、町長用公用車の乗換えを計画しております。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私からは、69ページの児童福祉総務費の報償費、虐待対応強化支援員の謝金についてでございます。7年度の活動実績としましては、主に県のソーシャルス

クールワーカーの先生に来ていただきまして、週に１回から３回ぐらいの、月によつては変わりますけれども、来ていただいて、学校や家庭への訪問等の相談等に乗っていただいております。

以上でございます。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 私の方からは、８２ページになります。じんあい処理費の上段の１２委託料、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料です。こちらの方につきましては、燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、粗大ごみ、小型家電、新聞、雑誌、段ボール等の資源ごみ、布団等になりまして、蛍光灯等になりまして、事業所につきましては、令和７年度については、町内の芝佐、ヤマダ油脂、そのほかイーサービスや、蛍光灯については野村興産等になります。

以上です。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方は、まず６９ページの人材紹介委託料と人材派遣委託料の件ですが、人材紹介委託料につきましては、こちらにつきましては、まだ現時点で決まっておられません。紹介の方を受けた方をうちの方で雇用しますので、この場合、今のところありませんので、業者としては決まっておられません。人材派遣の委託につきましては、今２社の方から人材派遣、令和８年４月１日から人材派遣の方を予定しております。合計３名分です。

続いて、９７ページの款１教育費の教育振興費の報償費、地域教育課題特別対策事業対象職員活動費につきましては、こちら学校教育課長と隣保館におります指導主事の県の教員の割愛の方の給与差額分の方を１年間分で支給している金額となっております。

以上です。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えします。

９０ページの２道路橋梁費、１４工事請負費です。まず、上から順に説明していきます。字要望道路の箇所はということですので、沢の里道となっております。

次に、交通安全施設整備事業の箇所はということなんですけれども、各字から要望があった箇所と、今、区画線が大分消えていますので、それを中心に今引いて

いるということでございます。

次に、社会資本総合整備事業費なんですけども、これは、先ほど補正で落とした吉田秦荘線、吉田愛知川線の工事費を今回も1億以上国に要望しておりますので、それが通ったときの工事費を見ております。

次に、公共施設など適正管理推進事業費は、計画的に舗装の修繕を行っております。今回は大町矢り木線と沢下枝線、安食線の3か所となっております。

次に、16番の公有財産購入費なんですけども、四十九院の防災道路に係る用地買収、14筆と雨降野の公民館前の拡幅工事を今予定しておりますので、その1筆です。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木議員 議長。

中島議長 はい、鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算に対する、2点だけ質疑をさせていただきます。

1点は先ほどからずっと議論になっていますが、令和8年度予算を編成するに当たって、財政調整基金を約4億ほど取崩しされていると。その分が先ほど可決となりました、ほぼ基金を取り崩した3つの部分とほぼ同額になる。予算では、来年度の基金の残高見込みが1億ということで、片方で、全県の中ではまだ健全な財政をしながら、期首財政が少なくなっているという状況があると、人件費が大幅に増加しているという状況から見れば、やはり町行政としていかにして、自分のところの自主財政を獲得していくかというのは基本方針で、やっぱり町行政の運営の方針として示されるべきだと思うんです。厳しいのは、総務課長からよく言われます。確かに人件費がもう2年で超えて、そういうのはそれは理解しますし、国の方針が変わってきていると。例えば国は、今の国であれば2月に補正予算を組みますから、ほとんどそれが繰越明許にならざるを得なくて、この当初予算には表れませんけども、繰越予算の事業はもう数億になりますよね。それを実際の事業としてはあるわけで、当初予算とはまた別にですよ。だからそうなってくると、うちの町をどうして、町長よくおっしゃっている、持続的、継続的な町行政運営をしていくのかというのは、まさにわが町に与えられた根本的な課題だと思うんですね。そこを突破していく、どう突破していくかというのも、議会も町民も行政も含めてこれから議論をしていく必要があるというのが、今年度の当初予算で明らかになった課題だと思うんですが、その点について町の方で、そのところ突破していく行政の方針、運営、その辺のところを今どう考

えておられるのかね。だから、それを突破していくような基本的な行政方針を出すような協議会というか議論をする、そういう場を作っていくべきではないかというふうに、先ほどから議論を聞いてきて思うんですが、お考えをお聞かせ願いたいというのが1点です。

もう1点だけ、1点は80ページです。この主要施策の概要では、後期高齢者健康づくり支援事業というふうになっていまして、ここと違うんですが、それは高齢者のフレイル予防を目的に「後期になっても一生青春事業」を実施している。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のために必要な支援を行うというので上げられていまして、この予算が50万6,000円です。この80ページで見ますと、50万6,000円は業務委託料になっているんですが、どこにどのような内容の業務を委託されているのか。それからもう1点、一番最初、委託料の上に健康診断委託料273万9,000円がありますので、これも併せて、その委託先とどのような業務を、何を委託されているのか説明をお願いしたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長

中島議長

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

清水総務課長。

それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、国の補正予算で年が明けてからたくさん補助金に来たりしまして、補正予算を組ませていただいて、繰越しをさせていただいてということで事業を行っているものもかなりあります。私どもとしましては、やはり年度年度でやりたいという部分はございますけれども、やはり国の都合なので、こちらとしても、それに従っていかなければならないという部分もございますので、ご理解をお願いしたいと思います。ただ、あと、ほかの歳入に関して、いろいろ事例をとということで協議会等でお話ということでございましたけれども、町の歳入につきましても、なかなか町の裁量で増やせられるものというのと、もう非常に限られた部分になってきます。代表的な部分で言いますとふるさと納税かなぐらいには思うんですけれども、それ以外の部分については、なかなか町の裁量で歳入を増やしにいくのは難しいんじゃないかというふうに思っています。ふるさと納税については、つい先週でしたかも、京丹後市でふるさと納税担当されておられる方を講師にお招きして、豊郷でいかに増やせるかというところを勉強させていただいたり、中でこういうところに力を入れたらもう少し増えていくんじゃないかというアドバイスを頂いたりもしましたので、今後、来

年度に向けて、何とか来年は5億を超えたいと思っていますし、もっともっと増やしていければというふうに考えております。そういうことでございますので、総合的に勘案しまして、協議会等で設置して協議をする場というのは、今現在のところは考えていないということでございます。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

豊郷町は不思議なところがありまして、ずっと給料が上がらないとか、そういう停滞しているときには、税収が徐々に上がってきているところがありますけれども、それが社会が景気がよくなって、企業の利益が上がってくると、何か今年の去年の税収でも下がっているというような。個人が主がほとんどの大体状況の財政運営がなっているように思います。それと、国の方も必要財源を当初で組んで、あと補正で組むと。まず教育的なもんですと、2,000億円ぐらいもし組むとしたら、当初は600億円ぐらいしか、あと11月、12月の補正で1,400万、要するに3倍ほどのもんを11月か12月を通して、次年度に繰り越すとか、ハード的な道路、橋等も橋梁等もこういう形のこれ国全体が途中から、何かこういうふうな形で当初よりか後の方で組んでいくच्छゅう形のに流れてきておりますので、なかなか町の方としても、当初でほんまに付くか分かんような状況が今続いているところでもございます。

それと、先ほど総務課長が申しましたように、自主財源をどこで確保していくかच्छゅうのは大変難しい問題がありますので、ただ、ふるさと納税でもいろんな形の中で、ただこれ、うちは企業さんがやっぱりないच्छゅう弱みがあって、やっぱり企業さんがあると、そのものが大きくウエートを占めております。しかしながら、そういう中でも、商売やっておられる皆さん方の協力によって、ずっとそこそこ健闘はしてきたんですけれども、やっぱりよそが努力してきよると、なかなかうちは伸びがないच्छゅうのがこれ現状でして、また、いろいろな面で皆さん方からもご意見いただきたいな、このように思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

当初予算、80ページでございます。老人保健事業費の委託料、健康診断委託料につきましては、後期高齢者医療保険の加入の方に係ります健康診断の委託

料、病院等で委託しております経費となっております。

続きまして、一生青春事業評価及び業務改善支援業務委託料50万6,000円でございます。こちらにつきましては、合同会社生活習慣病予防研究センターの方に委託を行いまして、体験型セミナーの募集方法でありましたりとか、評価につきまして、包括的なアドバイスの方を頂戴しておりますので、そちらの方を委託している事業費となっております。8年度につきましても、事業を継続させていただく方向でございますので、委託料の方を計上させていただいております。

以上でございます。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員 議長。

中島議長 西澤議員。

西澤議員 48ページの負担金補助金及びで、その中で近江鉄道線管理機構負担金の1,651万あります。これは、5市5町が協力して、近江鉄道上下分離の関係でやっていると思うんですけども、ここ最近、情報等で黒字が出ているという話を聞いております。この関係は、確か10年の関係かなと思うんですけども、今後こういう黒字が出てきた場合、5市5町は協力していることですので、近江鉄道は今までから赤字ばかりやというのは新聞等でも出ていました。こういうなことについて黒字が出た場合に、5市5町が負担金を毎年払っているんですけども、その点について、そういう黒字になった場合の還元とか、どのような形で進めていかはんのか分かんけども、その辺についてお答え願いたいと思います。

あともう1点ですけど、介護保険の関係ですけども、今回文教には行きませんので、今後の介護保険の施策として、40歳以上から介護がかかって、豊郷町は細分化ということで18、13になっております。今後、介護保険について、どこの市町村も高くなろうと思うんですけども、豊郷町は全体数0の、5段階のところか、あそこでは、今後、今6,800円かそんなもんやと思うんですけども、今後、今年、今年度、来年度に向けてどのような形になんのか、また、行政としてそれを抑えていくにはどのような形で進めていくのか、お願いしたいと思います。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

近江鉄道の関係ですけれども、近江鉄道の上下分離をするときの最初の約束で、黒字が出てきたら、黒字分の一定額は管理機構に寄附という形で、近江鉄道から5市5町、県も含めて戻してもらうというような約束になっています。去年につきましても黒字が出ましたので、管理機構の方に一定額、寄附でされておりますし、今年度も先頃新聞で黒字が出る見込みやと載っていましたので、その中から一部分は除いて管理機構に寄附をしていただくようになっていますので、なるだけ5市5町の負担が少なくなるようにというのは、最初の上下分離の枠組みの中でちゃんと検討している状況です。

以上です。

医療保険課長

議長。

中島議長

小西医療保険課長。

医療保険課長

西澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

現在13段階で上げさせていただいております、介護保険料につきましては、令和8年度が第9期介護保険事業計画の最終年度となっております。第10期の計画につきましては、8年度の間計画の見直し等をさせていただいていくところではございますが、8年度の当初予算を計上させていただいております、予算上ではありますが、介護保険事業の基金につきましては、8年度の当初予算後の残高につきましては、430万7,676円という形となっております。6年度、3,000万少しございました基金におきましても、当初予算後の基金残高につきましてはこちらの方になっておりますので、おっしゃいますように、やはり予防というところが大事になってまいります。こちらにつきましては、今、既存のございます保健福祉課が実施しております高齢者福祉施策、また、当課が、地域包括支援センターが実施しております高齢者福祉施策等を勘案しながら、介護予防に努めていきながら、給付費の減額を進められるように財政運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中島議長

ほかに質疑はありませんか。

議員

なし。

中島議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第26号令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別

会計予算及び議第 27 号令和 8 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算ならびに議第 28 号令和 8 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第 29 号令和 8 年度豊郷町水道事業会計予算、議第 30 号令和 8 年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第 25 号は予算決算常任委員会に、議第 26 号、議第 27 号、議第 28 号を文教民生常任委員会に、議第 29 号、議第 30 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 32、発議第 1 号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。

河合議員 議長。

中島議長 河合議員。

河合議員 それでは、議会議員定数削減の提案理由を述べます。

私の議員定数削減に対する発言はこれで 9 回目となりますかね。冒頭に一言言っておきたいことが私はあります。以前からの、この河合勇が提案する案件に賛成するなど、ある者から指示が出されたとのうわさは、以前から私の耳に聞こえていました。この中にも聞いている者がいるかもしれませんが、そこで、議員定数削減の説明をいたします。

提案をした当初、賛同者は 0 という非常に残念な結果を受けました。私自身の信念に基づいて、議員改革を訴えて提案してきました。令和 7 年 12 月の定例会では、西山一男議員、辻本勇議員、西澤博一議員、村岸善一議員の賛同を得ました。賛成された方々は、自身の政治的信念に基づいて判断されたのだと思います。議員定数は、民主主義及び地方自治の根幹をなす、重要な機能を果たすものであります。私は単なる報酬や経費削減の観点から提案しているものではありません。議会の団体意思決定、政策立案能力、行政監視の各機能を最大限に発揮するのは、議会を構成する議員の使命であります。現状に甘んじていませんか。おのこの議員が、多様な町民の意見を反映するための議員活動をされていますか。このことが投票率に表れているのだと私は思います。議員は危機感、問題意識を持つ必要があります。私は警鐘を鳴らしているものであります。

さて、各町のホームページで公表されている直近の人口を見てみますと、愛荘

町の人口は20,879人、多賀町の人口は7,242人、甲良町の人口は6,297人、わが豊郷町の人口は7,049人だと、2月27日時点での各町のホームページに公表されていました。仮に3町の人口を議員定数で単純に除して、議員1人当たりが町民の声を聞く必要のある人数とするならば、愛荘町で1,739.9人、多賀町で724.2人、甲良町で629.7人となります。わが豊郷町というと587.4人となります。愛荘町の議員定数は知っているとおりの12人であります。多賀町、甲良町の議員定数はどちらも10人であります。そう単純ではないとは十分分かっていますが、これはあくまでも単純に比較した話ではあります。人数の多い順で、愛荘町、多賀町、甲良町の順となり、これは危機感を持って多様な住民の声を反映しようとした姿勢がうかがえるものではないでしょうか。愛荘町、多賀町、甲良町は既に議員定数削減をされております。苦渋の選択として、自らの決意により議員定数を削減することによって、議員一人ひとりの意識改革を狙ったことだと私は思っております。その結果、多賀町、甲良町の直近の選挙の投票率を見ますと、多賀町で66.97%、甲良町で77.11%、本町、豊郷町というと60.66%であります。定数を削減した2町の議会議員選挙が投票率で上回っています。当然でしょう。おのおのの議員が危機感を持ったことが、議員活動の活性化を助長したからではないでしょうか。これが私の言う、議員の資質の1つだということです。もっと現実を見る必要があると言っているのです。令和5年の本町の議員選挙では、定数に対してプラス1の立候補でありました。辛うじて無投票を回避している状況でしかないということです。私は議会議員選挙の無投票は、議会への不信任と捉えるべきだと思っております。昨年の12月議会、ある議員は、全国町村議会議長会が言っているとの討論を行いました。が、しかし、本町の人口規模や歴史、多様性といっても異なることを理解しなければなりません。一方で、同規模ぐらいの人口規模である近隣町の選挙における投票率からも明らかに分かるように、議員定数を削減した2町の方が、本町と比べて投票率が高く、住民の関心が高まっているということにはほかなりません。さらに言えば、全国に多く存在する何万人という人口の規模の町と七、八千人の人口規模の町と、同じ町政であっても一緒にするのはベースに違いがあります。全国では、令和5年4月までの4年間に、無投票となった町村は全体の4分の1を超えており、無投票を辛うじて回避した町村を加えると、全体の約6割となります。これは、現時点で無投票になっていない町村においても、近い将来に無投票、定数割れとなる可能性が低くないことを示唆し、行政機関である組織の意思決定を1人のトップが全責任を負う首長と対照的に、合議体である議会は住民の多様性を求められ、選挙を通じて年齢、性別、

職業等により、偏りのない多様な議員で構成される必要があり、議会が危機感、問題意識を持つ必要があるとしています。全国町村議会議長会は、議員報酬と関連づけた考え方や、定数削減の問題について、調査結果だけで、調査だけで言えば、議員定数を考える際、住民の多様性を反映させる観点と合議体として十分に検討、討論できる人数を確保する観点が必要であることについては、憂慮すべき要素や、理想的な定数の姿を論理するには弱いとも公表されています。すなわち議会ごとに事情が異なることから、各議会において判断すべきものであるということでもあります。

私は、ここで声を大にして言いたいことは、議員は各地域から選出された議員で構成されることが最も望ましく、多様な人材の確保につながるのではないかと私は思っております。今、豊郷町はなぜできないのか。先立っての議会だよりで、今村氏からの反対討論が載っておりました。12月の定例会において、今、豊郷町議会がやるべきことは、町民の皆さんの中にいる多様な人材が議員になるための環境整備と低額な議員報酬の引上げなどというようにところが書かれました。皆さん思っていますよね。これを行うには議員定数を削減し、その分の議員報酬の引上げの財源とすれば、即可能ではありますが、賛成をしてはどうですか。ある町民さんは、恥やなあ。恥でみや。その地域の方はよく分かっております。言葉だけで。なぜか分かりますか。今本町は定数12人です。これ以上は言いません。地域の方もよくご存じです。選挙権の持っておられる方はご存じですよ、言わなくても。だから、私は議員削減を訴えているのであります。将来の豊郷町がさらなる発展をしていくには、有権者の方々に願ってやまない。私は非常に残念に思います。これまで申し上げたことを含めて、危惧をしているからこそ、議員改革を訴えております。以前から私が言ってきたことでありますが、議会改革をする前に、まずは議員改革をすべきであります。身を切る改革として議員定数削減に賛同し、正々堂々住民の皆さんの民意と信託に応えたいかがですか。そして、さらなる議員の資質の向上、町民の福祉の向上、目指す必要があるということを書いて、提案理由といたします。私は私の信念に従って、議員定数削減の提案をし続けます。どうか皆さん自分自身を考えて、賛同すればどうでしょうかと思います。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

本田議員 はい、反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

本田議員 はい。

中島議長 本田議員。

本田議員 私は、議員定数の削減に強く反対いたします。

私は３年前、定数３名の補欠選挙、これは無投票でしたが、その半年後の本選挙を経て町議会議員となりました。本選挙では、定数１２名に対し１３名が立候補するという激戦の中、最下位の１２位で当選させていただきました。この最下位当選という事実は、私にとって大きな意味を持っています。もし定数が１名でも少なければ、私に託された有権者の声は議会に届かなかったということだからです。議員となって以来、私は毎朝の小学校の登校見守りを欠かさず続け、子どもたちの安全を確保しながら、地域の実情を肌で感じてまいりました。また、議会活動においては、予期せず議会広報常任委員会の委員長を引き継ぐこととなりましたが、委員の皆様と協力し、２年間にわたり、議会広報を欠かさず発行してまいりました。さらに、私は全ての議会で一般質問を行っています。家庭を訪問して、住民の皆様と対話し、切実な要望を文章化して、議会を届ける。そして議会広報を本田清春町政レポートとして発行し、活動を可視化してまいりました。読者からは、議会が身近になったという声を頂いております。定数削減を減らすということは、こうした住民と議会の接点を物理的に減らすことにほかなりません。特に私のようにぎりぎり当選した議員がすくい上げている小さな声や多様な意見が真っ先に切り捨てられるということになります。選挙の際、多くの議員が、住民の皆様の声を議会に届けると訴えて支持を得たはずですが、その役割を自ら放棄し、住民の声を届ける担い手を減らそうとする定数削減には断固として反対の意思を表明いたします。

以上です。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第１号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、少数）

中島議長 起立少数であります。よって、発議第１号は否決されました。

今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表

のとおりであります。

日程第３３、請願第１号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっています請願第１号は、議会規則第９２号の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

日程第３４、発議第２号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。したがって、発議第２号は、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日、定例会会期中日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後０時２６分 散会）